

(案)

(様式2)

収住政第 号
平成 年 月 日
(年)

様

金 沢 市 長

地区計画の区域内における行為の届出について（通知）

都市計画法第58条の2第1項の規定にもとづき、平成 年 月 日付けで届出のあった下記の行為について、瑞樹団地地区地区計画に適合するものと認め、届け出のとおり了承します。

なお、届出の内容に変更が生じた場合や、新たに付属施設（カーポート、物置、ゴミ置場、フェンス、太陽光発電設備など）や広告物を設置する場合にも、別途地区計画の届出が必要となります。届出を行わない場合及び虚偽の届出を行った場合は、都市計画法による罰金の対象となりますのでご注意ください。

記

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 行為の場所 | 金沢市みずき 丁目 番 |
| 2. 行為の種別 | 建築物等の形態又は意匠の変更 |
| 3. 建築物の用途 | 専用住宅 |
| 4. 建築物の構造 | 木造2階建て |
| 5. 屋根の構造 | 日本瓦（黒） |

（ご注意）

- ・太陽光発電設備等のパネルにおける屋根雪については、隣接地への影響がないよう配慮してください。
- ・本市では、地球温暖化対策として住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付しています。詳細については、事前に金沢市環境政策課（TEL076-220-2304）へお問い合わせください。